

○矢祭町地産地消商品づくりサポート事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 矢祭町への観光誘客の促進と矢祭町産農産物等の消費拡大を図り、ひいては新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出自粛の影響により冷え込んだ地域経済への支援を目的として、矢祭町産農産物等を使用した地産地消商品を開発・提供する事業者に対し、矢祭町補助金等の交付等に関する規則（昭和46年3月1日規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「地産地消商品」とは、矢祭町産農産物等を用いた食事や体験であって、矢祭町産農産物等の使用割合その他の観点から町長が適当であると認めたものをいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助の対象となる事業者は、次の全ての要件を満たす者とする。ただし、町長が特に必要と認めた者は、この限りではない。

- (1) 矢祭町内に本店等を置く者で、町内で事業を営んでいる者。
- (2) 町税等の滞納がないこと。
- (3) 構成員に、暴力団員による不要な行為の防止に関する法律（平成3年法律第17条）第2条第6号に規定する暴力団員を含まないこと。
- (4) この要綱の施行日前日以前から町内で事業を営んでいること。

(補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）が取組む、地産地消商品の開発又は地産地消商品の提供とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次のとおりとする

- (1) 地産地消商品を開発する場合は、開発に係る費用を補助し、上限は50,000円とする。
- (2) 地産地消商品を提供する場合、1名につき提供費に4/10を乗じて得た額で上限を500円とし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金交付の申請)

第6条 申請者は、矢祭町地産地消商品づくりサポート事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 地産地消商品開発・提供計画書

(2) その他、町長が特に必要と認めるもの。

(補助金交付の決定)

第7条 町長は、補助金の交付申請があった場合、当該申請に係わる書類の審査及び必要に応じて実施する調査の結果、適当と認めるときは、補助金の交付決定をする。

2 町長は、補助金の交付決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を付した矢祭町地産地消商品づくりサポート事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）をすみやかに申請者に通知する。

(補助金交付申請の変更)

第8条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 事業主体を変更すること。

(2) 事業費又は事業量の10分の3以上の変更をすること。

(3) 商品名又は商品における食材等の使用割合の10分の3以上の変更をすること。

2 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第6条第1項第1号又は第2号に基づき町長の承認を受けようとする場合は、矢祭町地産地消商品づくりサポート事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に次の掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 地産地消商品開発・提供計画書

(2) その他、町長が特に必要と認めるもの。

(概算払)

第9条 町長は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により、補助金を交付することが出来る。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払いを受けようとするときは、矢祭町地産地消商品づくりサポート事業補助金概算払請求書（様式第4号）を提出しなければならない。

(実績報告書)

第10条 補助事業者は、交付決定を受けた事業を完了したときは遅滞なく、当該事業完了の日（事業廃止について町長の承認を受けた場合においては承認を受けた日）から30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する事業年度の3月31日（補助金を全額概算払により交付を受けた場合には当該年度の翌年度の4月20日）のいずれか早い期日までに矢祭町地産地消商品づくりサポート事業補助金実績報告書（様式第5号）を提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書等の書類の提出があった場合は、当該事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものかどうか内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、適合すると認めたときは交

付すべき補助金の額を確定し、矢祭町地産地消商品づくりサポート事業補助金確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（是正のための措置）

第12条 町長は、前条に基づく審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業につきこれに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示するものとする。

（決定の取消し及び返還）

第13条 町長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、補助金の交付の決定若しくはこれに付した条件その他法令等に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことが出来る。この場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（補助金の交付請求）

第14条 第11条の規定による補助金確定通知書を受けた補助事業者は、矢祭町地産地消商品づくりサポート事業補助金請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。